

政務活動費制度の検証結果について（答申）

平成31年3月12日
京都府議会運営委員会

1 村田議長からの要請内容（平成30年6月15日議会運営委員会）

平成28年度分の政務活動費に係る住民監査請求に対する監査結果（平成30年5月28日付け）における監査委員からの「透明性の更なる向上」への要望及び住民監査請求の内容も踏まえた検証を実施すること。

2 答申

① 書類の公開による使途の透明性の向上

書類の公開による使途の透明性の向上については、平成30年度交付分から、領収書の写し等をはじめ、議会図書館で閲覧可能な全ての提出書類を府議会のホームページで公開することとしているが、不断の見直しを行う観点から、更なる透明性の向上を図る。

(1) 府民公開書類の拡充について（議員分）

- 全国の動向や住民監査請求で求められた内容も踏まえ、事務所費・人件費に係る府民公開書類を拡充し、使途の透明性の向上・説明責任の強化を図る。【別紙1】

ア 関係契約書の提出義務化

議員事務所における賃貸借及び雇用に係る契約内容を明らかにするため、これまで、議員の保管義務にとどめていた次の契約書を新たに府民に公開

(ア) 賃貸借契約書（事務所建物）の写し

(イ) 雇用契約書（職員）の写し

イ 勤務実績表の提出義務化

議員事務所における職員の勤務実績を明らかにする「勤務実績表【別紙2】」の提出を義務付け、新たに府民に公開

(2) 活動報告書の記載内容の充実について（会派分・議員分）

- 視察や調査の結果等を踏まえ、会派活動・議員活動への生かし方についての説明責任をいっそう果たしやすいよう、活動報告書の記載欄の見直しを行う。

ウ 活動報告書の記載欄の充実

これまでの「結果等」欄について、活動の成果を記載しやすいよう、「結果・成果等」欄とする。【別紙3】

(3) 上記ア～ウの実施時期について

- 平成31年度交付分（5月以降の新任期分）から適用

② 府民に理解いただける支出のあり方について

住民監査請求においては、支出の違法・不当に係る請求人の主張において、府議会の政務活動費制度の問題を指摘するものがあったことから、府民に理解いただけるよう、府議会の考え方を整理する。

また、昨年度に引き続き、府議会ホームページで府民に公開中の「運用マニュアル」の記載内容が「分かりやすいかどうか」等の観点での点検・見直しも行い、説明責任の強化を図る。

(1) 事務所費・人件費の合計額の上限設定について（監査請求上の論点）

（請求人の主張）

- 調査研究費、研修費、広聴広報費、会議費、資料作成費など「調査研究活動そのものの行為」に要する費用が少額であれば、政務活動を行ったという説明責任が果たされていないので、事務所費と人件費の合計額の上限として交付額の80%とすべきと主張

（請求人の主張に対する検討）

- そもそも政務活動費は、地方自治法の改正により、従来の政務調査費を見直すことにより制度化されたものであるが、その改正内容は、交付目的が「政務調査費に資するもの」に限定されていた政務調査費について、議員活動の活性化が図られるよう、地方自治法上「その他の活動」という文言を追加することで、議員活動である限り、条例で用途を拡大できるようにした一方、その透明性の確保が従前にも増して重要になると考えられたため、議長に用途の透明性確保の努力義務を課したというものである。
- この法改正の趣旨を踏まえ、府議会では、有識者の参画も得ながら検討を行い、「京都府政務活動費の交付に関する条例」に、事務所費・人件費も含め、法の許容する範囲で用途を広く認める一方で、その広く認められた用途に対しては、議員が説明責任を果たし、府民の理解が得られるよう、用途の透明性を担保する運用マニュアル等を整備した。

- さらに、府議会では、同制度の運用開始後も、使途の透明性をさらに向上させるため、同条例や運用マニュアル等の見直しを不断に行っている。
- 「交付の対象」、「交付の額」、「交付の方法」及び「政務活動費を充てることができる経費の範囲」は、法からの条例委任事項であるが、その趣旨は、「各自治体が、それぞれの団体の規模、地域の実情、議員の調査研究活動の実態等の諸事情を考慮して、その裁量判断により条例でもって定めることができるようにした」と解されており、監査結果においても裁量が認められている。

(結論)

- 以上のとおり、府議会としては、議員活動を広く認める一方で、どの経費区分に属するものであっても、使途の透明性の向上を不断に行うことが政務活動費制度の趣旨に則った基本的対応であると認識しており、その意味で、事務所費と人件費の合計額の交付額に対する上限を定める理由はない。

(2) 会派と議員の交付額配分制度について（監査請求上の論点）

(請求人の主張)

- 府議会において、会派が、議員分と会派分の政務活動費を裁量的に配分できるようにしていることに関し、議員に多く配分されない場合、政務活動費が党全体の活動費に使われていることとなり政務活動費制度の趣旨を逸脱していると主張

(請求人の主張に対する検討)

- 会派による交付金の配分制度は、「京都府政務活動費の交付に関する条例」の制定に際し、有識者の参画も得ながら、議論した上で定めたものであるが、「住民福祉の向上を目指し、最も効率よく、より積極的に行われるよう、決められた予算の枠の中で目的のため

に最大限使われることが望ましく、各会派の活動がより弾力的となるように会派で配分額を決定される方法でよい」という有識者の御意見や、また、京都府以外に8府県で採用されているという全国状況も踏まえて、条例上の制度として採用したという経過がある。

- そもそも会派は、議員の活動を円滑に行う等（京都府議会基本条例第7条第1項）のために結成される任意団体であり、会派活動の目的には、所属議員の政策能力の向上に努めることが含まれる（同条第2項）のであって、政務活動費の対象外である政党活動の主体たる政党そのものとは異なるものである。

（結論）

- 政党の活動費に使われる経費は、政務活動費の使途基準を逸脱し、もとより対象外であり、現行基準上においても、請求人の主張するようなことは生じない。
- 府議会としては、上記の制度制定時の考え方は、引き続き妥当であると考えするため、会派と議員の交付額配分制度を改正する理由はない。

(3) その他運用マニュアルの記載の点検・見直しについて

- 府民の皆様が、府議会のホームページを御覧の上、府議会における政務活動費の使途の適正さを御確認いただく際の基準や目安となる「運用マニュアル」に記載の「使途基準の考え方」「補足説明等」については、昨年度も、「現在の府議会の考え方が十分に分かりやすく記載され、説明できているか」という観点で点検と見直しを実施した。
- このような観点での見直しは、府民理解を促進させるものであり、不断に行うべきことから、記載表現の明確化や、例示の追加、運用マニュアルで引用している全国議長の資料の時点修正に伴う文言の反映など、今年度も、必要な点検・見直しを行うべきである。

【別紙 1】

議員名

<p>⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上</p>	<p><input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)</p>
<p>⑪ その他の事務費の計上</p>	<p><input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)</p>
<p>⑫ 人件費の計上</p>	<p><input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有</p> <p><input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者 人 按分率 / (按分率の考え方:)</p> <p>_____</p> <p>計 人</p>
<p>⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在</p>	<p>(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入)</p> <p><input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 { <input type="checkbox"/> 事務所賃借料 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> 光熱水費等 <input type="checkbox"/> 固定電話等通信費 <input type="checkbox"/> その他の事務費 <input type="checkbox"/> 人件費 }</p>
<p>⑭ 添付書類</p>	<p><u>(⑦を計上の場合) <input type="checkbox"/> 事務所の賃貸借契約書の写し</u> <u>(⑫を計上の場合) <input type="checkbox"/> 職員の雇用契約書の写し <input type="checkbox"/> 勤務実績表</u></p>
<p>⑮ 補足事項等</p>	

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
 ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
 イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

【別紙2】 政務活動業務 勤務実績表・領収書								
2019年(西暦) 6月分		氏名		議員との関係		<input type="checkbox"/> 親族(□生計同一 □その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土				0:00			0:00
2	日				0:00			0:00
3	月				0:00			0:00
4	火				0:00			0:00
5	水				0:00			0:00
6	木				0:00			0:00
7	金				0:00			0:00
8	土				0:00			0:00
9	日				0:00			0:00
10	月				0:00			0:00
11	火				0:00			0:00
12	水				0:00			0:00
13	木				0:00			0:00
14	金				0:00			0:00
15	土				0:00			0:00
16	日				0:00			0:00
17	月				0:00			0:00
18	火				0:00			0:00
19	水				0:00			0:00
20	木				0:00			0:00
21	金				0:00			0:00
22	土				0:00			0:00
23	日				0:00			0:00
24	月				0:00			0:00
25	火				0:00			0:00
26	水				0:00			0:00
27	木				0:00			0:00
28	金				0:00			0:00
29	土				0:00			0:00
30	日				0:00			0:00
計		0 日間勤務 (D)		(A)	0:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 印								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (B)								
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合(D) [0 日] × [単価 円] = 0 円 (E)								
③' " 月額の場合								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 0 円 (F)								
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [円(G)] (所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 0 円 (H)								
金 0 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 年 月 日 氏名 印				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額(H) [0 円] × [按分率 %] = 0 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 0 %] = 0 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [円] × [按分率 0 %] = 0 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0 円								

(注) 1 「勤務実績表」は、この様式中の勤務実績に関する部分を議長が定める標準様式とし、これに準じるものを含みます。

2 領収書部分は、別に提出することもできます。なお、給与支払等の実態に基づき、適宜、記載事項を修正してください。

【別紙 3】

第6号様式（第7条関係）

活動報告書

No. _____

会派・議員名 _____

費 目	調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 ・ 会議費		
報告事項			
年 月 日			
場 所			
対 象 者			
目 的			
内 容			
結果等 <u>結果・成果</u> <u>等</u>			
活動に要 した支出	支出内容	計上額（円）	内 訳 等
		当該活動に関して政務活動費に計上した合計経費	
領収書整理番号			
備 考			

注 該当する政務活動費の費目の項目に○印を付けてください。